

■登録費用(販売店手数料)

販売店手数料とは、登録に関する手続きを代行してもらうために販売店に支払う費用のことです。その中身は人件費や販売店の手間賃など。金額は、項目ごとに異なるため、希望の車両がお決まりになりましたら、一度お問合せ下さいませ。

※ここでは取り上げていない項目もございますのでご注意ください。内容が不明瞭な費用は、お気軽にお問合せ下さい。

■登録代行費用

運輸支局への車の名義人登録作業を、弊社が代行してもらうための費用。前オーナーの情報が必要だったり、手続きが複雑なので弊社にお任せされる方が一般的。但し、購入者の居住地域を管轄する運輸支局と弊社との距離が遠い場合は手数料が割高となるケースもある。なお、ナンバー変更となる場合はその分の手数料も発生する。

■納車費用

納車までに掛かる準備費用。つまり回送保険費用や車内クリーニング費用などを指します。
※陸送費用ではないのでご注意ください。

■車庫証明代行費用

車庫証明の申請を販売店に代行してもらう費用。自分で申請・取得すればもちろん無料となる。その方法は下記のとおり。

- (1) 必要書類を、駐車場のある地域を管轄している警察署でもらう。
- (2) 書類に必要事項や駐車場の位置を記入。駐車場を借りている場合は駐車場を管理している不動産会社に署名 & 押印してもらう。
- (3) 書類を警察署へ持って行き、印紙代(2500円程度)を支払う。
- (4) 申請から1週間程度で「自動車保管場所証明書」が発行されるので、警察署まで取りに行く。
- (5) それを販売店へ届ける。

■整備費用

点検整備する費用。定期点検整備を指す場合が一般的である。

なお、車両毎に整備状況を「法定整備付」「法定整備別」「法定整備無」と表示している。

「法定整備付」: 納車までに法定12ヵ月定期点検整備を実施。この費用は車両本体価格に含まれるが、法定12ヵ月定期点検整備の内容を超える整備をした場合、その分の整備費用が有償となることがある。また点検整備記録簿が発行される。

「法定整備別」: 納車までに法定12ヵ月定期点検整備を実施するが、この費用は車両本体価格に含まれない。点検整備記録簿は発行される。

「法定整備無」: 納車までに法定12ヵ月定期点検整備を実施しないことを示す。

ここに上げている以外にも、例えば納車費用とは別に「クリーニング費用」があったり、下取りの車がある場合はその車の処分をするための「下取り費用」など、様々な名称の販売店手数料が存在します。